

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>当該年度の控除調整下限額は、前年度の控除調整下限額に、当該年度の年金額の改定率を乗じて得た額で定められると認識しているため、特段の異論はありません。</p> <p>これを踏まえると、令和3年度の控除調整下限額については、 昭和13年4月1日以前生まれの人は、$2,343,900 \text{ 円} \times 0.999 = 2,341,600 \text{ 円}$、 昭和13年4月2日以後生まれの人は、$2,339,200 \text{ 円} \times 0.999 = 2,336,900 \text{ 円}$、 になるという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>あわせて、議員の年金額についても、令和3年度は令和2年度と比較し、おおむね0.1%程度、支給額が下がるという認識でよろしいのでしょうか？</p> <p>また、議員の年金額についても、令和3年度については、マクロ経済スライドの調整率0.1%は、発動されず、キャリアオーバーされたという認識でよろしいのでしょうか？</p>	<p>政令案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>控除調整下限額は、当該年度の前年度の控除調整下限額に当該年度の改定基準率を乗じて得た金額ではなく、230万円に各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額となります（百円未満の端数は四捨五入）。したがって、令和3年度の控除調整下限額については、昭和13年4月1日以前生まれの人は2,341,500円、昭和13年4月2日以後生まれの人は2,336,900円となります。</p> <p>また、地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日をもって制度が廃止されましたが、経過措置として制度廃止前に年金の給付事由が生じた者等に対しては引き続き年金の給付を行うこととされたところです。地方議会議員の年金額の改定につきましては、今般改正を行う地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号）附則第2条の2第2項に現行4.818と規定している乗率を、令和3年度における厚生年金の再評価率の改定（▲0.1%）と同率で改定し、4.813とすることとしております。このため、当該乗率を用いて改定した額が改定年金額となる者に関しては、▲0.1%で支給額が改定されることとなります。</p> <p>当該乗率については、来年度以降も厚生年金の再評価率の改定と同率での改定を行う見込みであるため、マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.1%）は、キャリアオーバーされたこととなります。</p>	<p>なし</p>

<p>公務員優遇の政策には反対。というかなんで地方公務員が厚生年金もらってるん？共済年金があるやろ。こっちくん</p>	<p>政令案は、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について、厚生年金の再評価率の改定を踏まえて、同様の措置を講ずるものです。こうした趣旨について、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
<p>えー。資料を見ようとしたら。。。総務省自治行政局公務員部福利課にて閲覧及び配布。。。で、どうしろと？最近公務員（特に、上級国民と呼ばれる方々）の不祥事で、関係各位厳しいところと推察しますが、公務員も同じ国民と個人的には思っているの、若い方々が苦勞するような改定であれば反対します。正直、私も含めて老人は現場で若い人と汗を流せたほうが幸せだと思います。（私は肉体労働好きなので）大体、ほとんどド素人の議員任せは好きにはなれません。苦勞に見合った対価を若い方々に与えられる改定を望みます。</p>	<p>政令案は、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について、厚生年金の再評価率の改定を踏まえて、同様の措置を講ずるものです。</p> <p>年金額の改定には、少子高齢化を見据えて、現役世代の過重な負担を回避し、年金制度の長期的な持続可能性を確保する仕組みが導入されており、本政令案もこうした考え方に基づくものですので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	